

葛飾区親子健康手帳（母子健康手帳）サブバッグ同封・添付広告物に係る
広告掲載に関する基準

6 葛児子第 1962 号
令和 7 年 1 月 23 日
児童相談部長決裁

（趣旨）

第 1 条 この基準は、葛飾区親子健康手帳（母子健康手帳）サブバッグ等無償提供取扱要領第 4 条に規定する基準として定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この基準で使用する用語の意義は、要領で使用する用語の例による。

（広告内容に関する基本的な考え方）

第 3 条 サブバッグに同封し、又は添付する広告物は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告物の広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を備えるものでなければならない。

（規制業種又は事業者）

第 4 条 次の各号に定める業種又は事業者の広告が掲載された広告物は、サブバッグへの同封及び添付を認めない。

- （1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）で風俗営業と規定される業種
- （2）風俗営業類似の業種
- （3）消費者金融
- （4）たばこ（電子たばこを含む。）
- （5）アルコール飲料（ノンアルコール飲料を含む。）
- （6）ギャンブルに関するもの（公営競技又は宝くじに係るものを除く。）
- （7）規制対象の定めのない業種において、社会問題を起こしている業種や事業者
- （8）法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- （9）占い、運勢判断、人生相談に関するもの
- （10）興信所・探偵事務所等
- （11）特定商取引に関する法律(昭和 51 年法律第 57 号)で、連鎖販売取引と規定される業種
- （12）債権取立て、示談受け等をうたうもの
- （13）法令等に基づく必要な許可等を受けることなく事業を行うもの
- （14）民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)及び会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に

よる再生・更正手続中の事業者

(15) 各種法令に違反しているもの

(16) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

(17) 消費生活センターにおいてトラブルが発生しているもの又はその商品を取り扱う事業者

(掲載基準)

第5条 次の各号に定める広告内容が掲載された広告物は、サブバッグへの同封及び添付を認めない。

(1) 次のいずれかに該当するもの

ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの

イ 法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの

ウ 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)に違反しているもの

エ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの

オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの及び政治活動に係るもの

カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの

キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの

ク 社会的に不適切なもの

ケ 国内世論が大きく分かれているもの

コ 区の広告事業、母子保健事業等の円滑な運営に支障を来たすもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 誇大な表現及び根拠のない表示や誤認を招くような表現

イ 射幸心を著しくあおる表現

ウ 実際よりも著しく優良と誤認させる表現

エ 実際よりも著しく有利と誤認させる表現

オ 人材募集広告にあつては、労働基準法(昭和22年法律第49号)等関係法令を遵守していないもの

カ 虚偽の内容を表示するもの

キ 法令等で認められていない業種・商法・商品

ク 国家資格等に基づかない者が行う療法等

ケ 責任の所在、広告の内容及び目的が明確でないもの

コ 国、地方公共団体その他公共機関が広告主又はその他商品やサービス等を推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(3) 主に妊産婦や子育て世帯へ配布する観点から適切でないものとして、次のいずれか

に該当するもの

- ア 裸体姿等で広告内容に無関係で必要性のないもの
- イ 暴力や犯罪を肯定し、助長、想起するような表現
- ウ 残酷な描写、グロテスクな描写等善良な風俗に反するような表現
- エ わいせつ性を連想・想起させるもの
- オ 飲酒、喫煙（電子たばこを含む）を助長するような表現
- オ ギャンブル等を肯定するもの
- カ 乳児及び妊産婦の健康及び成長について不安をあおるような表現
- キ 妊産婦の人体・精神又は教育に有害と区が判断したもの

（個別の基準）

第6条 次の各号に定める業種については、それぞれ当該各号に掲げる基準に基づき審査し、広告物のサブバッグへの同封及び添付の可否を判断する。

（1） 病院、診療所、助産施設等 次に掲げる基準

- ア 医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5及び関連法令、厚生労働省告示、同省の医療広告ガイドラインに定める広告規制等の関連規定に反しないこと。
- イ 疑義が生じた場合は、別途区で確認し、判断する。

（2） 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復） 次に掲げる基準

- ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条の規定により広告できる事項以外は一切広告を認めない。
- イ 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告を認めない。
- ウ 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック、骨盤矯正等）の広告は認めない。
- エ 疑義が生じた場合は、別途区で確認し、判断する。

（3） 保健機能食品（特定保健用食品、栄養機能食品）又は特別用途食品 次に掲げる基準

- ア 健康増進法（平成14年法律第103号）第65条、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第20条に定められた規定に反しないこと。
- イ 無償提供者又は広告主が、広告主の業者所在地を所管する地方自治体の事務担当課及び食品担当部署において広告内容が適法、適正であることについて確認を取っていること。
- ウ 保健機能食品（特定保健用食品・栄養機能食品）及び特別用途食品以外の健康食品は、表現のいかんにかかわらず広告を認めない。
- エ 疑義が生じた場合は、別途区で確認し、判断する。

（4） 薬局、薬店、医薬部外品、化粧品又は医療機器（健康器具、コンタクトレンズ等）
次に掲げる基準

ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 66 条から第 68 条の規定及び厚生労働省の医薬品等適正広告基準の規定に反しないこと。

イ 医療機器について、厚生労働省の承認番号を掲載広告内に明記すること。

ウ 無償提供者又は広告主が、広告主の業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当課等において広告内容が適法、適正であることについて確認を取っていること。

エ 疑義が生じた場合は、別途区で確認し、判断する。

2 前項各号の定めによらない業種等については詳細を確認し、判断するものとする。

（表示に関する注意）

第 7 条 広告内容及び表示については、次の各号に掲げる事項を遵守すること。

- （１） 割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。
- （２） 無料で参加・体験等ができるものについて、材料費、昼食代その他別途費用がかかる場合がある際は、その旨を明示すること。
- （３） 広告主の法人格及び法人名を明記すること。法人格を有しない団体の場合は、代表者名を明記し、責任の所在を明らかにすること。
- （４） 広告主の所在地、連絡先の両方を明記すること。なお連絡先は固定電話とし、無償配布期間中は連絡可能な状態であるよう努めること。
- （５） 広告主及び無償提供者は、広告内容について肖像権及び著作権に十分配慮し、無断使用がないことを確認すること。

付 則

この基準は、令和 7 年 1 月 23 日から施行する。